

除籍謄本（除籍全部事項証明書）・改製原戸籍謄本について

【改製原戸籍について】

改製原戸籍とは、法令等の改正により戸籍の様式や編製基準が変更されたことに伴う戸籍の書き換えによってできた、書き換え前の元の戸籍のことをいいます。

立山町の主な改製には、「昭和32年法務省令第27号による改正」「平成14年3月30日の戸籍コンピューター化による改製」があります。

【請求できる方】

1. 本人等

○戸籍の名欄に記載のある人（本人）

同じ戸籍の名欄に記載がある人の間（例：夫と妻）であれば本人として請求できます。

○上記の人の配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子等）

名欄に記載のある人との親族関係が確認できる資料（戸籍等）が必要です。

ただし、立山町内の戸籍等で親族関係が確認できる場合は、お持ちいただく必要はありません。

2. 第三者

上記の本人等以外が請求者の場合は、請求理由等を詳しく記載していただきます。請求理由等が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

正当な理由があると認められない場合は、証明書を発行することができません。

●窓口で請求する場合

請求に必要なもの

・戸籍（除籍）証明書等交付請求書

・窓口へ来た方の本人確認書類

○運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など

・委任状（代理人のみ）

・請求権限を確認できる書類

立山町の戸籍等のみで親族関係が確認できない場合は、親族関係が確認できる他市町村の戸籍等を窓口で確認します。

また、第三者が請求する場合は、請求の権限が確認できる資料が必要です。

・手数料

1通 750円

●郵送で請求する場合

送付先 〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 立山町住民課住民係

送付するもの

・戸籍謄・抄本等交付請求書（郵送請求用）

・住所が記載された本人確認書類の写し

○運転免許証、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など

パスポートでは住所が確認できませんので、その他の書類を送付してください。

・手数料（定額小為替又は現金書留）

○1通 750円

・返信用封筒

○返信先住所を記入し、切手を貼付してください。

戸籍の証明書は、請求者の住所へ返信します。

・請求権限を確認できる書類

立山町の戸籍等のみで親族関係が確認できない場合は、親族関係が確認できる他市町村の戸籍等を（写し可）が必要です。

また、第三者が請求する場合は、請求の権限が確認できる資料が必要です。

戸籍証明等をご請求される方へ（注意事項）

1 請求の理由の記載について

（１）権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認が必要な理由を詳細に記載してください。

（２）国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

（３）その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその理由を記載してください。

2 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 個人事項証明（抄本）、身分証明書

戸籍に記載されている人全員ではなく、一部の人のみ証明が必要な場合には、その人の個人事項証明（抄本）をご利用ください。

個人事項証明や身分証明書が必要な方は、その戸籍の中のどなたの証明が必要なのか、名前をおかきください。

4 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

- ・顔写真付きの証明書 1点
- ・顔写真なしの証明書 2点以上

5 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類（委任状など）が必要です。

6 罰則

偽りその他不正な手段によって、戸籍の証明等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

※ご不明な点がございましたら、窓口でお尋ねください。

立山町住民課住民係 076-462-9962（直通）